大崎市監査委員告示第１４号

例月現金出納検査の結果報告について

地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づき，大崎市監査委員が行う監査，検査及び審査の基準により例月現金出納検査を実施したので，その結果を下記のとおり公表する。

令和８年１０月５日

大崎市監査委員　門　脇　喜　典
大崎市監査委員　千　葉　裕　子
大崎市監査委員　石　田　政　博

記

第１　検査の種類
例月現金出納検査

第２　検査の対象
令和８年８月取扱分の一般会計・特別会計の会計管理者，水道事業会計，下水道事業会計，病院事業会計の管理者の権限に属する現金出納状況

第３　検査の事項
（１）地方自治法第２３５条の４第１項に規定する歳計現金で，既に記帳されている現金の出納については，指定金融機関からの収支日報，資金収支計画表，預金通帳・預金証書，収支月計表等の書類，残高証明書等により計数及び現金残高を確認した。

（２）地方自治法第２３５条の４第２項に規定する歳入歳出外現金で，既に記帳されている現金の出納については，指定金融機関からの収支日報，収支月計表等の書類等により計数及び現金残高を確認した。

（３）地方自治法第２４１条に規定する基金に属する現金で，既に記帳されている現金の出納については，基金等金融機関別預金調，基金定期・通知等預金証書，残高証明等により，計数及び現金残高を確認した。

（４）会計課の窓口で保管している税，使用料等の徴収現金については，領収書等の金額を照合するとともに，領収済通知書等の収入科目・年度等の区分について確認した。

（５）地方公営企業法施行令第２２条の５に規定する現金及び有価証券については，預金通帳，預金証書，債券残高通知書，残高証明書等により計数及び現金残高を確認した。

第４　検査の期日

令和８年９月２８日（月）

第５　検査の結果

現金の出納に関する諸帳簿・書類・証書等により計数及び現金残高等を確認した結果，計数及び保管現金に相違はなかった。